

第1章 新たな計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、2008年(平成20年)3月に望ましい環境像として“守り、育み、未来につなぐトンボ飛び交うまちさが”を掲げ、「佐賀市環境基本計画」を策定しました。2010年(平成22年)2月には、本市の豊かな自然環境を未来のこどもたちに引き継いでいくために、市民や事業者、行政等が互いに連携・協力しながら、市全体で環境のまちづくりを進めていく「環境都市」を宣言しました。その後、2015年(平成27年)10月には「第2次佐賀市環境基本計画」を策定し、市民、事業者とともに良好な環境づくりに努めてきました。2020年(令和2年)10月には、「ゼロカーボンシティさがし」を表明し、2050年(令和32年)までに二酸化炭素*の排出量実質ゼロを実現することを宣言しました。

その一方で、近年では地球温暖化*が原因と考えられる気候変動の深刻化や外来生物*の侵入等による生物多様性*の危機、プラスチックごみによる海洋生態系への被害など、環境問題が深刻化・多様化しています。国の「第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)」では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機に直面しており、地球の環境収容力(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあると指摘しています。

本市においても、気候変動をはじめとする環境の変化により、ここ数年、有明海の養殖ノリの生産に影響を与えています。また、市内をめぐる農業用水路(クリーク)には特定外来生物*「ナガエツルノゲイトウ」等が増殖し、在来生物や水辺環境に悪影響を及ぼしており、このままでは、本市を特徴づける環境が消失する恐れがあります。

今回、佐賀市環境基本計画の計画期間経過に伴い、深刻化・多様化する環境問題へ対応するため、新たにSDGsや脱炭素の視点を取り入れた「第3次佐賀市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、社会情勢の変化に対応した環境保全等の施策を総合的かつ計画的に進めることにより、「第3次佐賀市総合計画」に示されている将来像“佐賀らしさでみんなが上を向くまち”の実現を目指します。

■ 近年の本市における環境の問題



水路に広がるナガエツルノゲイトウ



佐賀駅前の浸水状況
令和元年8月豪雨

2 計画策定に関わる社会情勢の変化

1. 脱炭素社会に向けた状況

2015年(平成27年)12月に採択された「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス*排出を実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)にすること」などを決定し、カーボンニュートラル*の実現を目標に掲げました。これを受けて、日本政府は、2020年(令和2年)10月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

2024年(令和6年)5月に国で閣議決定された「第六次環境基本計画」では、人類の活動が地球の限界(環境収容力)を超えつつある危機的状況に直面しており、2030年ごろまでの選択が数千年先まで影響を及ぼす「勝負の10年」になるとして、経済社会システムの大きな変革が必要だとしています。

このような現状を踏まえ、「第六次環境基本計画」では『循環共生型社会』の構築を通じて国民一人ひとりの『ウェルビーイング/高い生活の質』を実現させ、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を目指しています。

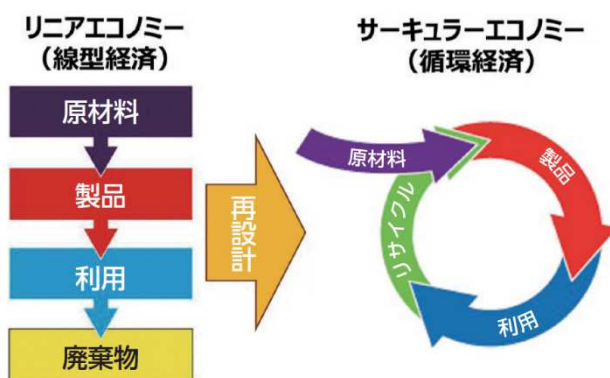
そのためには、自然資本(環境)の維持・回復・充実や、市場の「環境価値」を活用した高付加価値化の制度づくりなど、「勝負の2030年」に向けて、脱炭素社会の構築に向けた取組が求められています。

2. 循環経済(サーキュラーエコノミー)

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動、天然資源の枯渇、生物多様性の破壊など様々な環境問題に密接に関係しています。こうした中、一方通行型の経済社会活動(直線型経済・リニアエコノミー)から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への転換を目指す取組が進められています。

「循環経済」とは、従来の3R(リデュース*・リユース*・リサイクル*)の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、

資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。



資料：環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」サーキュラーエコノミー

3. 海洋プラスチック・マイクロプラスチック*問題

プラスチックは加工のしやすさ、用途の多様さから非常に多くの製品に利用されています。一方で、廃棄量も増えており、使い捨てプラスチックやプラスチックごみによる海洋汚染が世界的に重要な問題となっています。

2019年(令和元年)6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、2022年(令和4年)4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable*)が進められています。

本市では、「佐賀市循環型社会形成推進地域計画」において、市民の利便性や費用対効果、中間処理方法等を考慮し、2028年度(令和10年度)までにプラスチック製品の再商品化を実施することとしています。



資料：UN World Oceans Day
海洋プラスチックごみが絡まっているウミガメ

4. 生物多様性の保全と外来生物等への対策

2022年(令和4年)12月に、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、2030年(令和12年)までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ(自然再興)*」や「30by30**」が掲げられました。これを受け、国は、2023年(令和5年)3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。この戦略は、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、個別目標として30by30目標を設定しています。

30by30目標の達成に向けては、国立公園などの保護地域に加えて、里地里山や企業林や社寺林などの地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地(OECM)が重要視されています。

外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物のことです。外来種の中には、在来の生物を食べたり、すみかを奪うなど、特に侵略性の高い侵略的外来種と呼ばれる生物もいます。侵略的外来種は、地域ごとに独自の生物相や生態系*が形成されている生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。外来種対策については、新たな侵略的外来種の導入を抑えるとともに、定着した侵略的外来種の根絶又は管理が重要です。

侵略的外来種による様々な被害

●生態系への被害

捕食、競争、交雑、
寄生生物・感染症の媒介



●人の生命または身体に係る被害

咬みつき等



●農林水産業に係る被害

食害等、営農活動等への影響



●その他の被害

文化財構造物等の損傷、悪臭発生など



資料：環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組— ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標 —」

*30by30: 2030年(令和12年)までに陸と海のそれぞれ30%以上の地域を健全な生態系として保全する目標

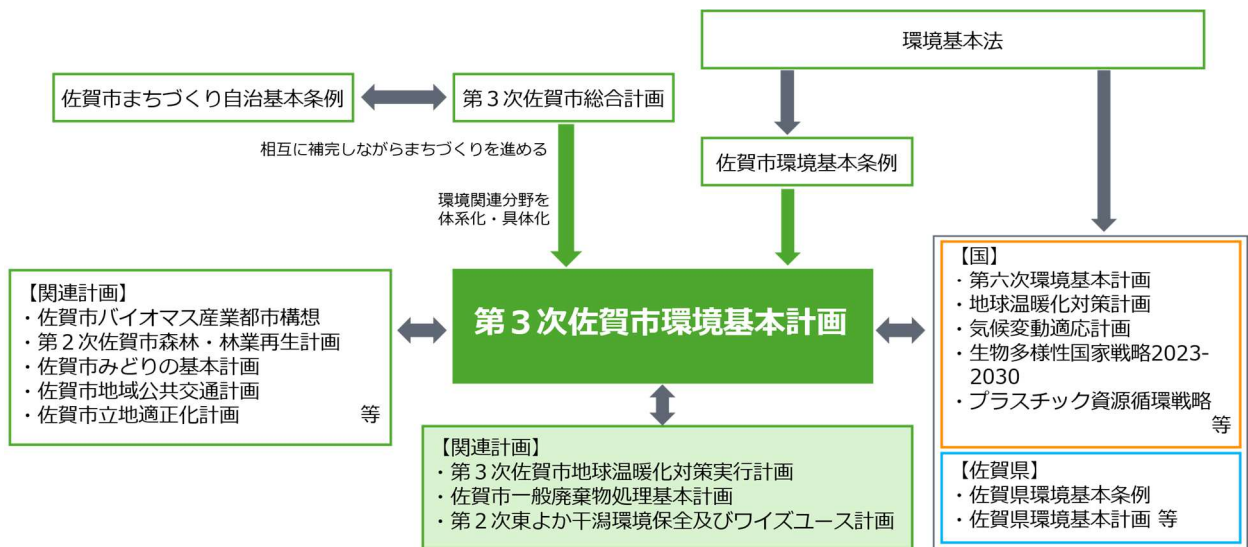
3 環境基本計画とは

1. 計画の位置づけ

本計画は、佐賀市環境基本条例*第9条に基づく環境の保全等に関する基本的な計画として位置付けられるもので、「第3次佐賀市総合計画」に定められた本市の将来像である“佐賀らしさでみんなが上を向くまち”を、環境の面から実現することを目指したものです。

また、国の環境基本計画など環境分野に関連する他の計画とも整合・連携させることによって良好な環境のまちづくりを目指します。

■ 計画の位置づけ



2. 計画の期間

本計画の期間は、2025年度(令和7年度)から、10年間の2034年度(令和16年度)までとします。なお、本市の環境や社会状況の変化に応じた計画の進行管理と計画内容の見直しを随時行います。



3. 計画の対象

本計画は、本市全域を対象地域とし、以下の環境分野を対象範囲とします。また、計画の実行性を高めるため、協働体制及び人材育成等に関する取組についても環境分野を横断的に推進していきます。

対象とする環境分野	環境の要素
地球環境	地球温暖化対策、省エネルギー、再生可能エネルギー*など
資源循環	農林水産資源、廃棄物など
自然環境	貴重な自然、生物多様性、緑地・親水空間*など
都市環境	都市空間、交通、景観など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、有害化学物質など
歴史的・文化的環境	歴史的風土、文化財など

4. 計画の主体と役割

本計画の主体は、行政・事業者・市民とします。

各主体の役割は、佐賀市環境基本条例第4条～第6条において定めています。

■ 計画推進の主体

